

# 福島県立高等学校への転入学・編入学について

福島県教育庁高校教育課

## 転入学とは

高等学校に在学している生徒が、現在在学する高等学校に通学することが困難な状況となり、学習機会の確保のため、他の高等学校に移ること

## 編入学とは

外国の高等学校又は高等専門学校に在学している者や、過去に高等学校に在学し、一定以上の単位を修得して中途退学をした者などが、第一学年の途中又は第二学年以上の学年に入学すること

## 1 転入学について

### (1) 転入学が認められる条件

- ① 一家転住や保護者の住居移転などにより、生徒及び保護者が福島県立高等学校の通学区域に居住することとなり、現在在学する高等学校に通学することが困難な状況にあること
- ② 在学する高等学校における履修科目や履修単位数等から、転入学後の高等学校における学習の継続が可能であると認められること
- ③ 転入学を希望する高等学校に、定員上の余地があること
- ④ 上記①～③の全てに該当する場合に、転入学を希望する高等学校で実施される転入学試験を受験し合格すること

※1 上記(1)の①については、次の場合も転入学が認められる条件に該当します。

ア 保護者が県内在住のまま生徒本人の希望により本人のみ県外に転居し進学した後、本人の責めに帰すことのできない特別な事情により保護者のもとへ戻ることとなり、現在在学する高等学校に通学することが困難な状況にあること

イ 保護者とともに県内在住のまま生徒本人の希望により県外に進学した後、本人の責めに帰すことのできない特別な事情により県内の県立高等学校へ転入学を希望する状況にあること

ウ 全日制に在学する生徒が、本人の責めに帰すことのできない特別な事情により、一家転住の理由を伴わず、定時制へ転入学を希望する状況にあること

※2 東日本大震災に伴う避難生徒は、上記(1)の①について、※1のほかに次の場合も転入学が認められる条件に該当します。

ア 生徒本人のみで県外の避難先から福島県立高等学校の通学区域に転居することとなり、現在在学する高等学校に通学することが困難な状況にあること(ただし、県内に保護者に代わり生徒本人を監督、保護する身元引受人がいること)

イ 県内において避難により保護者のもとを離れて居住している生徒が保護者のもとへ戻ることとなり、現在在学する高等学校に通学することが困難な状況にあること

### (2) 転入学を希望する場合の手続き

現在在学している高等学校の先生に相談をしてください。現在在学している高等学校が、転入学を希望する高等学校に連絡し、手続きを進めることとなります。転入学試験の日程や科目等についても、転入学を希望する高等学校から現在在学している高等学校を通して連絡があります。

## 2 編入学について

### (1) 編入学が認められる条件

- ① 編入学を希望する者が次のア～ウなどに該当すること
    - ア 外国の高等学校に在学している者
    - イ 高等専門学校に在学している者
    - ウ 過去に高等学校に在学し、一定以上の単位を修得して中途退学をした者
  - ② 編入学を希望する者が高等学校に在学する生徒に相当する年齢に達していること
  - ③ 編入学を希望する者及び保護者が福島県立高等学校の通学区域内に居住すること
  - ④ 編入学を希望する高等学校に、定員上の余地があること
  - ⑤ 上記①～④の全てに該当する場合に、編入学を希望する高等学校で実施される編入学試験を受験し合格すること
- なお、編入学試験の受験には入学検定料の納入が必要です。

### (2) 編入学を希望する場合の手続き

編入学を希望する高等学校が決まっている場合、詳細については編入学を希望する高等学校にお問い合わせください。

### (3) 編入学が認められた場合の留意事項

- ① 学年制をとる高等学校において、編入学する学年については、それまでの単位の修得状況や学習状況等により判断します。
- ② 単位制をとる高等学校において、編入学後卒業までに在学すべき期間については、それまでの単位の修得状況や学習状況等により判断します。
- ③ 編入学する際には入学料の納入が必要です。

## 3 通学区域について

全日制の課程普通科については別表のとおりです。

なお、専門学科、総合学科、分校、定時制・通信制の課程は県下一円です。

## 4 成年年齢に達した方について

転入学・編入学における「保護者」及び「身元引受人」に関する条件等（一家転住や保護者の住居移転等）は適用されませんが、父母等と十分に事前相談してください。

### 転入学・編入学についての問い合わせ先

福島県教育庁高校教育課

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

転入学・編入学担当 TEL 024-521-7772

FAX 024-521-7973

電子メール：k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

## 別表

番号	学区名	学 校 名	固 定 区	共 通 区
1	県 北	福島高等学校 橘高等学校 福島西高等学校 福島東高等学校 川俣高等学校 伊達高等学校 安達高等学校 本宮高等学校	福島市 伊達市 二本松市 (小浜、成田、西勝田、上長折、 長折、下長折、西新殿、東新殿、 杉沢、初森、上太田、田沢、百目 木及び茂原の区域を除く。) 伊達郡	二本松市小浜、同市成田、同市西 勝田、同市上長折、同市長折、同 市下長折、同市西新殿、同市東新 殿、同市杉沢、同市初森、同市上 太田、同市田沢、同市百目木及び 同市茂原 安達郡大玉村 本宮市 相馬郡飯舘村
2	県 中	本宮高等学校 安積高等学校 郡山高等学校 湖南高等学校 安積黎明高等学校 郡山東高等学校 須賀川創英館高等学校 須賀川桐陽高等学校 石川高等学校 田村高等学校 船引高等学校	郡山市 須賀川市 田村市 (都路町の区域を除く。) 岩瀬郡 石川郡玉川村 同 郡平田村 田村郡三春町	二本松市小浜、同市成田、同市西 勝田、同市上長折、同市長折、同 市下長折、同市西新殿、同市東新 殿、同市杉沢、同市初森、同市上 太田、同市田沢、同市百目木及び 同市茂原 安達郡大玉村 本宮市 田村市都路町 西白河郡中島村 同 郡矢吹町 石川郡石川町 同 郡浅川町 同 郡古殿町 田村郡小野町 会津若松市湊町 双葉郡葛尾村 いわき市川前町及び同市三和町

番号	学区名	学 校 名	固 定 区	共 通 区
3	県 南	白河高等学校 白河旭高等学校 石川高等学校	白河市 西白河郡西郷村 同 郡泉崎村 東白川郡棚倉町 同 郡矢祭町 同 郡埜町 同 郡鮫川村	西白河郡中島村 同 郡矢吹町 石川郡石川町 同 郡浅川町 同 郡古殿町
4	耶 麻	喜多方高等学校 西会津高等学校	喜多方市 (塩川町及び高郷町の区域を除く。) 耶麻郡北塩原村 同 郡西会津町	会津若松市河東町 喜多方市塩川町及び同市高郷町 河沼郡会津坂下町 同 郡湯川村
5	会 津	会津高等学校 葵高等学校 猪苗代高等学校 会津西陵高等学校 川口高等学校 只見高等学校	会津若松市 (湊町及び河東町の区域を除く。) 南会津郡 耶麻郡磐梯町 同 郡猪苗代町 河沼郡柳津町 大沼郡	会津若松市湊町及び同市河東町 喜多方市塩川町及び同市高郷町 河沼郡会津坂下町 同 郡湯川村
6	相 馬	相馬高等学校 原町高等学校	相馬市 南相馬市 (小高区の区域を除く。) 相馬郡新地町	南相馬市小高区 相馬郡飯舘村

番号	学区名	学 校 名	固 定 区	共 通 区
7	双 葉	双葉高等学校 浪江高等学校	双葉郡富岡町 同 郡川内村 同 郡大熊町 同 郡双葉町 同 郡浪江町	いわき市久之浜町及び同市大久町 田村市都路町 南相馬市小高区 双葉郡広野町 同 郡檜葉町 同 郡葛尾村
8	いわき	磐城高等学校 磐城桜が丘高等学校 好間高等学校 いわき湯本高等学校 小名浜海星高等学校 勿来高等学校 四倉高等学校	いわき市 (川前町、三和町、久之浜町及び 大久町の区域を除く。)	いわき市川前町、同市三和町、同 市久之浜町及び同市大久町 田村郡小野町 双葉郡広野町 同 郡檜葉町